第I部　平成8年労働経済の推移と特徴
第4章　労使関係の動向
第1節　平成8年春の労使交渉をめぐる動向

1996年(平成8年)春季労使交渉は,景気には緩やかながら回復の動きがみられる一方,雇用情勢については,有効求人倍率はやや上昇しているものの完全失業率は高い水準で推移するなど厳しい状況が続く中で行われた。

1996年春季労使交渉に当たっての労働側の動きをみると,日本労働組合総連合会(「連合」)は,「96春季生活闘争方針」を定め,賃上げ要求については平均賃上げ方式による要求目標を「13,000円中心」,個別賃金方式における要求目標として高卒35歳勤続17年標準労働者の新所定内賃金を321,400円とすること,労働時間は年間1,800時間を達成し,「全組合で週40時間を協定」すること,政策・制度については景気回復と生活者を重視した内需主導型経済への移行,新産業の創出と雇用の安定・確保,高度福祉社会の実現をめざすこと等を重点課題とした。

全国労働組合総連合(「全労連」)は,1995年と同額の35,000円以上を要求,全国一律最低賃金制の確立を求めた「96国民春闘方針」を決定した。

全国労働組合連絡協議会(「全労協」)は,1995年と同額の35,000円以上,10%以上を要求することなどを内容とする「96権利春闘方針」を決定した。

一方,経営側の動きをみると,日本経営者団体連盟(「日経連」)は,「労働問題研究委員会報告(構造改革によるダイナミックな日本経済の実現に向けて)」により1996年春季労使交渉に対する基本姿勢を明らかにした。同報告では,「雇用の維持・安定が労使間のみならず,我が国全体の最重要課題であり,基本的にはこれ以上の賃金引上げは困難である。」と雇用最優先の姿勢を示すとともに,勤労者の生活水準の実質的な向上は内外価格差の解消による物価水準の是正により実現すべきであるとした。

以上のような労働団体・経営団体の基本的な主張の下で,各単産,単組は1～2月にかけて要求を決定し,2月下旬～3月上旬にかけて要求提出を行ったが,おおむね前年並みか前年をやや下回る内容であった。

連合は,3月18日の週を最大のヤマ場と位置づけ,要求実現に取り組んだ。

妥結結果を主要企業についてみると,賃上げは鉄鋼が1.54%,電機が3.14%(当年より35歳ポイント回答),自動車が2.79%,私鉄が3.19%で妥結した。また,時短については,自動車総連等で取組がなされたものの,大きな進展はみられなかった。

労働省労政局調べによる主要企業の賃上げ額は8,712円,賃上げ率は2.86%となり,額・率とも前年(8,376円,2.83%)を上回った。妥結額の企業間のばらつきを四分位分散係数でみると,1996年は0.10で,前年(0.10)と同水準となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部　平成8年労働経済の推移と特徴
第4章　労使関係の動向
第2節　平成9年春の労使交渉をめぐる動向

1997年(平成9年)春季労使交渉は,我が国経済が緩やかな回復の動きを続け,企業収益が改善し,雇用情勢については完全失業率が高い水準で推移するなど厳しい状況にあるものの,有効求人倍率が上昇傾向にあるなど改善の動きがみられるという状況下で行われた。

1997年春季労使交渉に当たっての労働側の動きをみると,「連合」は,1996年11月21日の中央委員会で,賃金引上げ,労働時間短縮,政策・制度改善を最重要項目とした「97春季生活闘争方針」を決定した。同方針では,1)賃上げ要求については個別賃金方式における要求目標として高卒35歳勤続17年標準労働者の新所定内賃金を320,300円とし,平均賃金引上げ方式における要求目標として,「13,000円中心」とした。2)労働時間短縮については構成組織は時短要求とあわせ,2000年度までの「年間総労働時間1,800時間達成・実行計画」を労使協議で確認し,猶予措置の1997年3月末完全撤廃の取組等を進めることとした。

3)政策・制度については2兆円特別減税の恒久制度化,失業率を2%台に引き下げる雇用創出実施,週40時間労働制の1997年4月からの完全実施,雇用の全ステージにおける男女差別の禁止を定めた男女雇用平等法の制定等を重点課題とした。

「全労連」は,1996年と同額の35,000円以上,誰でも2万円以上を要求,全国一律最低賃金制の確立を求めた「97国民春闘方針」を決定した。

「全労協」は,1996年と同額の35,000円以上(10%以上),労働時間短縮と労働分野の規制緩和反対等を求めた「97春闘方針」を決定した。

一方,経営側の動きをみると,「日経連」は,1997年1月14日の臨時総会において「労働問題研究委員会報告(雇用安定と国民生活の質的改善をめざす構造改革―「第三の道」の模索)」を承認し,1997年春季労使交渉に対する基本姿勢について明らかにした。同報告では,個別企業の賃金決定については「経営計画からみた支払能力(具体的には名目付加価値生産性の上昇分)の範囲で賃金問題を考えるべきである」とし,「賃金になお下方硬直性がみられる現状にあっては雇用の安定をめざしつつ,国際競争力を強化させるために,総額人件費の抑制に努める姿勢が必要」とした。一方国民経済・マクロレベルの視点からも生産性基準原理の考え方から「ここ数年,ほとんど生産性の向上が見込めないなかでは,マクロレベルの賃上げについては,きわめて慎重に対処すべきである。」とした。さらに,こうして「生産性に準拠した合理的な賃金決定を貫く」ことにより,「第三の道」の実現が可能となり,「高コスト体質の改善を通じて,雇用の安定と国民生活の質的改善が達成」されるとし,勤労者のゆとり・豊かさの実現のためには,内外価格差の解消,物価の抑制などが必要であるとした。

以上のような労働団体・経営団体の基本的な主張の下で,各単産,単組は1～2月にかけて要求を決定し,2月下旬～3月上旬にかけて要求提出を行ったが,おおむね額・率とも昨年を上回る内容であった。

連合は,3月17日の週を最大のヤマ場と位置づけ,要求実現に取り組んだ。主要企業における賃上げ妥結状況をみると,鉄鋼が1.56%,電機が3.17%(以上35歳ポイント回答),自動車が2.96%となっている。また,時短については,特段の進展がみられなかった。1997年春季労使交渉の主な特徴点としては,1)妥結水準が額・率ともにおおむね昨年を若干上回る結果となったこと,2)大手私鉄で1967年春闘以来30年間続いてきた中央集団交渉が取りやめとなり,個別交渉に移行した点などがあげられる(第45表)。

第45表 1997年春期労使交渉における産業別組織の主な要求・妥結一覧

第45表　1997年春期労使交渉における産業別組織の主な要求・妥結一覧

団体・組合名	賃金		労働時間等	
	要求	妥結	要求	妥結
電機連合	35歳・勤続17年 13,000円 4.57%（単純平均）	35歳・勤続17年 9,027円 3.17%（単純平均）	――――	――――
自動車総連	平均13,000円 4.27%	9,018円 2.96%	・時金5か月基準 （トヨタ6.1ケ月 日産 5.3ケ月 本田5.9ケ月＋α）	トヨタ6.1ケ月 日産 5.3ケ月 本田5.9ケ月 ・平均5万円
鉄鋼労連	35歳・勤続17年 3,000円 2.24% （定昇込み6,600円）	35歳・勤続17年 1,000円 1.56% （定昇込み4,600円）	①・時金150万円 ②年間休日増（交替勤務者3日増・常昼勤務者2日増）	①　時金39歳勤続21年 新日鐵139万円、鋼管、住金、川鉄135万円、神鋼127万円 ②時短 回答なし
造船重機労連	平均13,000円 4.17% （定昇込）	8,831円 2.83% （定昇込）	①・時金55万円＋3.5か月 （三菱83万円＋3.5ケ月） ②退職金中卒30年勤続30万円増	①一時金 三菱83万円＋3.5月、石播・川重・日立・キャタ三菱53万円＋3.5月、住重51万円＋3.5月、二井138万円 ②退職金　5～10万円
電力総連	30歳・勤続12年 12,200円（単純平均） 4.43% 東電 12,200円 4.37%	30歳・勤続12年 7,444円（単純平均） 2.70% 東電 7,600円 2.72%	所定労働時間短縮1日10分	時短 回答なし
ゼンセン同盟	①繊維・製造部門 35歳・勤続17年 11,000円（定昇込） ②流通・サービス部門 30歳標準労働者 6,500円（純ベア）	①繊維・製造部門 35歳・勤続17年 6,300円（定昇込） ②流通・サービス部門 30歳標準労働者 3,500円（純ベア）	――――	――――
私鉄総連	平均18,000円 6.42%	6,770～8,100円 東急8,100円、京急7,800円 京阪7,661円 30歳・勤続12年 小田急7,800円、相鉄7,700円 東武、京王、京成、西団、近鉄 南海、名鉄7,600円、西鉄7,500円 阪神7,300円、阪急6,770円	前年実績一時金＋0.2ヵ月	前年同月数
ＪＲ関係労組	JR連合 平均16,000円 JR総連 5～6% （定昇・物価上昇分含む）	6,915～10,931円 JR北海道7,800円、JR東日本10,931円 JR西日本10,187円、JR四国8,745円 JR九州9,289円、JR貨物6,915円 35歳・勤続17年 JR東海9,073円	JR連合なし JR総連 ①完全週休2日制の実施と年間1,800時間 ②高齢者の退職条件の改善 ③第2基本給の維持等	①～③回答なし

（注）　妥結結果は、各団体・組合における大手企業についてのものである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部　平成8年労働経済の推移と特徴
第4章　労使関係の動向
第3節　労働組合の組織率等の動向

労働組合の組織状況を労働省「労働組合基礎調査」によってみると,1996年(平成8年)6月末現在の労働組合員数は1,245万1,000人で前年より16万2,000人(前年比1.3%)減少し,労働組合数は70,699組合で前年より140組合(前年比0.2%)減少した。また,推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は23.2%となり,前年の23.8%から0.6%ポイント低下した(第46図)。

労働組合員数の増減を産業別にみると,建設業で増加したが,他はいずれの産業も減少した。推定組織率を長期的にみると,1960年代の初めから1975年頃までおおむね35%で推移していたものの,1970年代後半以降は傾向的に低下し,1996年は23.2%となった。

また,労働省「労働協約等実態調査」(1996年)により「労働協約を締結している」労働組合の割合(以下「締結率」という)をみると,企業規模計で89.2%と,前回調査(1991年,91.3%)よりも2.1%ポイントの低下となった。これを企業規模別にみると,5,000人以上で98.1%(前回98.2%),1,000～4,999人で97.6%(同98.2%),.500～999人で95.0%(同95,8%),300～499人で88.5%(同90.5%),100～299人で83.7%(同85.1%),30～99人で70.4%(同80.1%)とすべての規模で低下しており,規模が小さい企業ほど締結率の低下が大きい。産業別にみると,建設業(95.3%)で締結率が伸びたほかはいずれも低下した(付属統計表第14表)。

また,事業所にパートタイム労働者がいる労働組合のうち「パートタイム労働者の労働組合員がいる」労働組合の割合は14.4%となっており,産業別にみると卸売・小売業,飲食店(34.2%),運輸・通信業(19.5%),サービス業(19.0%)で高く,金融・保険業,不動産業(2.4%),建設業(4.4%)などで低かった。企業規模別にみると,5,000人以上(23.1%)が最も高く,300～499人(6.3%)が最も低かった。さらにパートタイム労働者の労働組合員がいる組合について,パートタイム労働者への労働協約の適用状況をみると,「労働協約の全部又は一部が適用される」とする組合の割合は73.8%となっており,産業別では卸売・小売業,飲食店(91.5%)が最も高く,企業規模別では5,000人以上(85.6%)が最も高かった(付属統計表第15表)。

第46図 雇用者数,労働組合員数及び推定組織率の推移

第46図　雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移

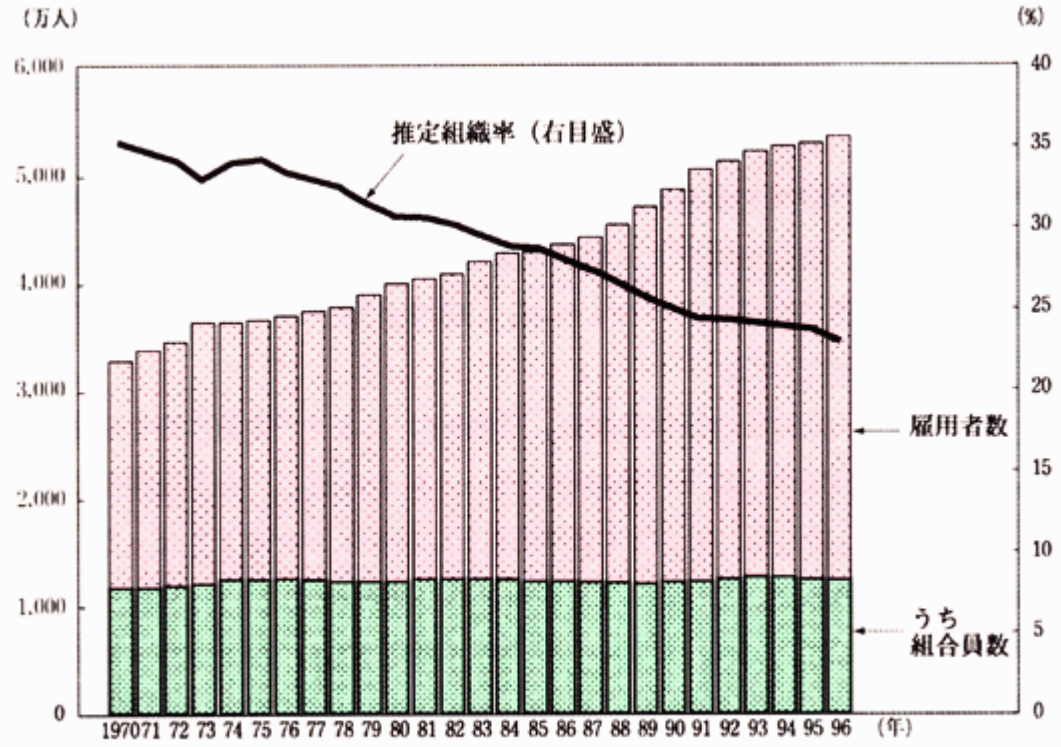

資料出所　労働省「労働組合基礎調査」
（注）　1)雇用者数は、労働力調査(総務庁統計局)の各年6月分の数値である。
2)推定組織率は、単一労働組合員数を雇用者数で除して算出したものである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare